



さぽナビ

第21号 2013年 3月発行

避難者支援のための意見交換会

力を引き出すのが役割



東日本大震災により県内で避難生活を余儀なくされている方たちへの支援活動のあり方をもとに探ることを目的として、東日本大震災避難者支援のための意見交換会第4回を3月1日、市勤労青少年ホームで開催しました。

能代山本地区の市民活動団体や個人、また秋田市からは企業が参加し、「日常に寄り添うために 私たちは次に何ができるか」について話し合いました。

はじめに県企画振興部総合政策課政策監兼被災者受入支援室の高橋修室長から県内の避難者の状況や県の施策について報告

していただきました。

これによると2月1日現在で、県内には516世帯1282人、能代市には31世帯83人が避難されています。被災県別では原発事故の影響で福島県が925人と全体の72%を占めており、毎週のように県外に短期で避難している状況が見受けられることから、県ではこのようなケースに支援する施策を予定しているとの説明がありました。

続いて、秋田市で支援活動を続けているNPO法人子育て応援Seedの山崎純理事長から実践例を紹介していただきました。

山崎理事長は「お母さんたちの力をうまく引き出すのが私たちの役割。私たちがずっとサポートし続けるのは無理。前向きに生きられるように自分たちの力で進んで行ってほしい。秋田市にいるうちは幸せな子育てができるようにサポートしていきたいが、未来に関してはその人たち自身の力。何かきっかけになる部分でつながってほしい。お母さんたちが『何かやりたい』と言い出してきている。それを大切に考えたい」と話していました。



センターからのお知らせ

ご利用ください！男女共同参画支援コーナー

男女共同参画支援コーナーは市民活動支援センターに併設されています。主に地域活動や男女共同参画を目的とする、特定の政党、宗教、営利を目的とする団体でない任意の団体が利用できます（個人利用はご遠慮ください）。

利用できる時間帯は、月曜日から土曜日までの午前10時から午後7時までです（年末年始をのぞきます）。ご利用いただける機材として、コピー機（1枚10円）、印刷機（原紙1枚55円、印刷1枚1円。印刷機で使用する用紙は各団体でご用意ください）、裁断機、大型ホチキス、テーブル、椅子を用意しております（作業に使用する文房具・消耗品は利用者がご持参ください）。

また、男女共同参画を推進し、その趣旨や関心を高めることを目的に、国や自治体が発行している、女性や男女共同参画に関するプラン、統計データ、啓発冊子、調査報告書、機関紙や男女共同参画に関する図書やビデオ・DVDの閲覧・貸出を行っております。ご利用の際は、隣接する当センター事務室にお声掛けください。

市民活動のための助成金情報

子育て支援

本活動は、地域において就学前の子どもの保護者等（妊婦等を含む）を対象に支援活動に取り組んでいる民間非営利の団体に対し、資金の助成を行い、子育てのしやすい地域社会の環境整備に寄与し、地域福祉の推進を図るものです。

制度名：子育て家庭支援団体に対する助成活動

対象団体：就学前の子どもの保護者等（妊婦等を含む）に対する支援活動を行う民間非営利の団体、ボランティアグループ、特定非営利活動法人（NPO法人）等で、所定の要件（「申請時点で1年以上の活動実績を有し継続して運営している」等）を満たす団体

※特定非営利活動法人（NPO法人）以外の法人格を有する団体（社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人等）は対象外。

対象事業：日本国内における就学前の子どもの保護者等（妊婦等を含む）に対する支援活動（従来からの継続活動でも新規活動でも構いません）。◎対象となる活動例 ・学習会活動（育児勉強会等の開催等） ・相談活動（子育て相談・カウンセリング等） ・情報提供活動（子育て情報誌の発行等） ・交流活動（親子の集い・情報交換の場の提供等） ・支援者養成活動 ・託児（保護者等支援活動を行う際の一時預かり等）など

助成金：1団体当り上限額25万円

応募締切：4月30日（火）当日消印有効

問合せ：（社）生命保険協会秋田県事務室 TEL.018-865-0016 FAX.018-888-1706

関連URL：生命保険協会 <http://www.seiho.or.jp/>>協会の取組み>社会貢献活動>子育て家庭支援団体に対する助成活動>募集要項

芸術文化

秋田県では、県民の芸術文化の振興を図るため、民間団体が行う芸術文化活動に対して、秋田県芸術文化振興基金補助金を助成しています。

制度名：平成25年度（前期分）秋田県芸術文化振興基金助成事業

対象団体：（1）県内に所在地若しくは活動の本拠を有すること、又は本県に係る文化事業を行うこと （2）一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込があること （3）一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること （4）会計経理が明確であること （5）若者文化活動支援事業については、（1）から（4）のほか、構成員が40歳未満の者が中心であること。

対象事業：（1）音楽、演劇、舞踊、文芸、美術等に係る流派を超えた展覧会・公演・鑑賞会・講演会、周年記念事業等の広く県民に向けた発表（公開）型事業 （2）子どもや若者など若い年代を対象としたもの、またワークショップ等、団体の特色を生かした芸術文化体験型あるいは後継者育成型事業 （3）国の内外の文化祭等への参加又は他分野との連携による、市町村の枠を超えた広域的な文化交流事業 （4）その他芸術文化振興のため、特に必要と認める事業

助成金：40万円（ただし、10年単位の周年記念事業については60万円、国民文化祭の開催に向けた取組を強化又は推進する文化力創造事業については100万円）までです。

応募締切：4月19日（金）必着

問合せ：秋田県観光文化スポーツ部文化振興課 TEL.018-860-1530

関連URL：美の国あきたネット <http://www.pref.akita.lg.jp/>>組織別案内>観光文化スポーツ部>文化振興課>お知らせ・イベント>秋田県芸術文化振興基金助成事業

この他にも助成金情報がありますので、支援センターまでお問合せください。

新年度になると、男女共同参画支援コーナーの印刷機やコピー機および市民活動支援センターミーティングスペース（いずれも勤労青少年ホーム1階）の利用が増加します。このため、ご利用の際は、あらかじめ予約していただくこととお勧めしております。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。